

【EU】加盟国の脱退に関する手続—イギリス脱退に向けて—

海外立法情報課 島村 智子

* 2016年6月23日、イギリスでEU加盟継続の是非を問う国民投票が実施され、僅差で脱退が選択された。今後のEU脱退手続についてEU基本条約に基づく流れを概観し、併せて関連する制度改正等と投票結果発表後のEUの対応を紹介する。

1 脱退に関する手続規定

EU加盟国の脱退についてはEUの設立を定めたEU条約(Treaty on European Union、1993年11月1日発効)の第50条に規定があり、同条第1項は、加盟国が自国の憲法上の要件に従いEUからの脱退を決定することができることを定めている。従来、EU及びその前身であるECの基本条約には加盟国の脱退について規定が存在しなかったが、2009年12月1日に発効したリスボン条約によるEU基本条約(EU条約及びEU運営条約(Treaty on the Functioning of the European Union、1958年1月1日発効))の改正により、新たに規定が設けられた。

EU条約第50条第2項及び第3項に基づく脱退手続の流れは、以下のようになる。

- ① 脱退を決定した加盟国は、その意思を欧州理事会(首脳レベル)に通知する。
- ② 欧州理事会は、脱退に関する取決めを定める協定(脱退協定)の交渉指針を定める。
- ③ 欧州委員会はEU理事会(閣僚レベル)に脱退協定の交渉開始の勧告を提出する。これを受けてEU理事会は交渉の開始を許可し、EU側の交渉担当者又は交渉団の長を決定する。
- ④ EUは交渉指針に照らして当該国と交渉を行い、脱退協定案を作成する。
- ⑤ EU理事会は、欧州議会の承認を得た後、特定多数決(注1)により脱退協定を締結する。
- ⑥ 脱退協定が発効した日に、当該国へのEU基本条約の適用は終了する。脱退協定がまとまらない場合でも欧州理事会への脱退意思の通知から2年後にEU基本条約の適用は終了するが、欧州理事会が当該国と合意した上でその期間を全会一致により延長することができる。

以上の過程において、脱退する国の代表は欧州理事会又はEU理事会の討議・決定に参加しない(第50条第4項)。なお、EUから脱退した国が再加盟を求める場合には、第49条に定められた通常の加盟手続に従う(第50条第5項)。

2 関連するEUの制度改正等

上記の脱退協定に含める内容について、第50条では脱退国とEUとの「将来的な関係の枠組を考慮しつつ、その国の脱退に関する取決めを定める協定を締結する」と定められているのみで、具体的には明記されていない。EUからの脱退協定の先例はないが、EU法に由来する脱退国の現在の権利・義務をどのように処理するかについて、脱退国とEUとの

間で合意される必要があるものとされる。

また、EU 又は EU 各加盟国は脱退国との新たな関係を構築する必要がある。イギリスの脱退に当たっては、財・人・サービス・資本の移動が自由な EU 域内の単一市場へのアクセスの在り方や、EU の域外貿易政策との関係性といった経済分野のほか、EU の警察・刑事司法協力の枠組への参加、域外外交政策での協力関係、イギリスに所在する EU の機関（欧州医薬品庁等）の扱い等、様々な分野において何らかの枠組を定める必要性が指摘されている。

さらに、加盟国の脱退に伴い、EU 基本条約のうち、条約の地理的適用範囲に関する規定や、今回のイギリス脱退についてはイギリスに関する特別規定を定めた議定書（基本条約の一部）等を改廃する必要がある。その際、前述の脱退協定では EU 基本条約自体を修正することができないため、EU 基本条約の改正も同時に行う必要がある。この改正には原則として全ての加盟国による批准が必要となる。

3 国民投票後の EU の対応

イギリスの国民投票における脱退選択という結果を受けて、2016 年 6 月 28～29 日に欧州理事会が開催され、英国を除く 27 か国による共同声明（注 2）が発表された。この中で、イギリスとの交渉に対する立場として、イギリス政府はできるだけ早く EU からの脱退の意思を通知すべきであり、通知がなされる前にはいかなる交渉も行うことはできない、また、域外国としてのイギリスと結ばれるいかなる合意も権利と義務の均衡に基づいたものでなければならず、EU の単一市場にアクセスするためには四つの自由（財・人・サービス・資本の自由移動）全てを受け入れる必要があると表明した。

EU の今後については、加盟国は団結して EU の枠組の中で 21 世紀の課題に対応していくことを決意するとした。また、EU の現状に対する不満の声の高まりに対処し、更なる EU 改革を促進して 27 の加盟国による EU の発展を目指すため検討を始めるとした。この問題については、9 月に開催する欧州理事会非公式会合で議論するものとされている。

注（インターネット情報は 2016 年 7 月 14 日現在である。）

- (1) EU 理事会の特定多数決は、過半数の賛成による単純多数決と異なり、国の人口規模のバランスを加味した投票方法。第 50 条における特定多数決は、「投票に参加する加盟国を代表する EU 理事会構成員の少なくとも 72%以上で、かつ、投票に参加する加盟国の人口の 65%以上」の賛成が条件となる（EU 運営条約第 238 条第 3 項(b)）。
- (2) “Informal meeting at 27 - Brussels, 29 June 2016 – Statement.” European Council website <<http://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2016/06/28-29/>>

参考文献

- ・ “Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union,” *Official Journal of the European Union*, C 202, 7 June 2016. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2016:202:TOC>>
- ・ 庄司克宏『新 EU 法 基礎編』岩波書店, 2013, pp.366-367.
- ・ 中村民雄「EU 脱退の法的諸問題—Brexit を素材として—」福田耕治編著『EU の連帯とリスクガバナンス』成文堂, 2016, pp.103-122.
- ・ 「英国の EU 離脱と日本への経済的影響」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』916 号, 2016.8.2.